

I . 福 祉 総 合

福祉総合

1. 武蔵野市健康福祉総合計画の推進

(1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会

本市における健康福祉施策をより推進するため、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、従来、健康福祉総合計画・地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画に分かれていた各個別計画策定委員会と、健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価等を行う健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議を統合し、健康福祉施策推進審議会を設置。

<経緯>

- 平成21年度、「健康福祉総合計画推進会議」を設置。平成24年度、「地域リハビリテーション推進協議会」を設置
- 平成27年度 両会議を統合し、「武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」を設置
- 令和2年度、「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」に名称変更
- 令和5年度 「武蔵野市健康福祉施策推進審議会」に改組

| | 開催日 | 内容 |
|-----|------------------|--|
| 第1回 | 令和5年 11月1日(木) | 第4期健康福祉総合計画・各個別計画中間のまとめ(案)について、ほか(各専門部会との合同部会) |
| 第2回 | 令和6年 2月8日(木) | 第4期健康福祉総合計画・各個別計画答申(案)について、ほか(健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会との合同会議) |

——武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例——

(2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会

武蔵野市健康福祉施策推進審議会条例に基づき、第4期健康福祉総合計画、第6期地域福祉計画、第2期成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を策定するため、審議会に付属する専門部会として設置。

| | 開催日 | 内容 |
|-----|-------------------|--|
| 第1回 | 令和5年 7月5日(水) | 第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画等策定の体制とスケジュールについて、ほか |
| 第2回 | 令和5年 8月21日(月) | 第6期地域福祉計画策定にあたっての論点について、ほか |
| 第3回 | 令和5年 10月26日(木) | 第4期健康福祉総合計画中間のまとめ(案)について、ほか |
| 第4回 | 令和6年 2月8日(木) | 第4期健康福祉総合計画・各個別計画答申(案)について、ほか(健康福祉施策推進審議会との合同会議) |

——武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱——

(3) 武蔵野市健康福祉施策庁内推進委員会

武蔵野市健康福祉総合計画等の推進を効果的かつ戦略的に行うため設置

| | 開催日 | 内容 |
|-----|-------------------|-----------------------------|
| 第1回 | 令和5年 10月31日(火) | 第4期健康福祉総合計画中間のまとめ(案)について、ほか |

——武蔵野市健康福祉施策庁内推進委員会設置要綱——

(4) 武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会

市内における相談支援体制の充実及び実務担当者相互のネットワーク等から見えてきた課題の解決に向けた政策立案を図るため、市内推進委員会の下部組織である健康福祉実務担当者調整委員会を改組

| | 開催日 | 内容 |
|-----|-------------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 令和5年 8月1日(火) | 健康福祉総合計画および各個別計画策定に係る部内の意識共有について、ほか |
| 第2回 | 令和5年 9月8日(金) | 健康福祉総合計画について、ほか |
| 第3回 | 令和5年 10月10日(火) | 健康福祉総合計画について、ほか |
| 第4回 | 令和6年 3月7日(木) | 健康福祉総合計画における当会議の位置づけについて、ほか |

——武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会設置要綱——

(5) 社会福祉法における地域協議会

社会福祉法人が地域公益事業を予定し、社会福祉充実計画に記載した際に、その内容や市内の需要について意見を述べる。令和5年度は意見聴取案件が無かったため、開催していない。

(地域支援課)

2. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、平成27年度、介護保険法の改正に伴い、同法の地域支援事業に位置付けられた事業。国は事業の実施にあたり、下記(ア)～(ク)の8事業を定めている。(ア)「地域の医療・介護の資源の把握」(イ)「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」(オ)「在宅医療・介護連携に関する相談支援」(カ)「医療・介護関係者の研修」(キ)「地域住民への普及啓発」(ク)「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」また令和3年から在宅療養者の生活の場において医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面(①日常の療養支援②入退院支援③急変時の対応④看取り)を意識した取り組みを行っている。

(1) 武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会

事業項目(イ)「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」の場として設置。

| | 開催日 | 内容 |
|-----|------------------|--|
| 第1回 | 令和5年 8月29日(火) | ・令和4年度 在宅医療・介護連携推進事業の報告 ・令和5年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況と今後の予定について |
| 第2回 | 令和6年 3月8日(金) | ・令和5年度 在宅医療・介護連携推進事業の報告 ・令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業について |

——武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱——

(2) 5部会の活動

①入退院時支援部会

・事業項目(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」の場として設置。

「入院時情報連携シート」の活用。情報共有について意見交換を行った。コロナ禍での入院時の対応についても検討を行った。

福祉総合

| | 開催日 | 参加者（人） |
|-------|---------------|--------|
| 第1回部会 | 令和5年7月31日（水） | 20 |
| 第2回部会 | 令和5年10月31日（火） | 22 |
| 第3回部会 | 令和6年1月10日（水） | 19 |

②ICT連携部会

- ・事業項目(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」の場として設置。
在宅医療介護連携支援室のホームページの活用について意見交換
在宅医療・介護資源マップ（WEB版）の更新

| | 開催日 | 参加者（人） |
|-------|---------------|--------|
| 第1回部会 | 令和5年8月23日（水） | 13 |
| 第2回部会 | 令和5年10月31日（火） | 13 |
| 第3回部会 | 令和5年11月15日（水） | 12 |
| 第4回部会 | 令和6年1月31日（水） | 10 |

③多職種連携推進・研修部会

- ・事業項目(カ)「医療・介護関係者の研修」の場として設置。
研修会「災害時における医療と介護の連携」

| | 開催日 | 参加者（人） |
|-------|--------------|--------|
| 第1回部会 | 令和5年10月4日（水） | 18 |
| 第2回部会 | 令和5年12月6日（水） | 19 |
| 第3回部会 | 令和6年1月18日（水） | 20 |
| 研修会 | 令和6年2月8日（木） | 50 |
| 第4回部会 | 令和6年3月21日（水） | 20 |

④普及啓発部会

- ・事業項目(キ)「地域住民への普及啓発」の場として設置。
テーマを「医療と介護の連携や看取りについて学ぶ」とし、映画「人生をしまう時間」の鑑賞と
監督のミニ講演、ワークショップを行った。

| | 開催日 | 参加者（人） |
|--|--------------|--------|
| 第1回部会 | 令和5年7月24日（月） | 15 |
| 市民セミナー 医療と介護の連携や看取りについて学ぶドキュメンタリー映画『人生をしまう時間』の上映と監督のミニ講演、ワークショップ | 令和5年12月9日（土） | 52 |
| 市立図書館での在宅医療・介護連携関連図書展示 | | |
| 第2回部会 | 令和6年2月6日（火） | 15 |

※令和5年12月1日（金）～12月22日（金）の期間に、市立図書館での在宅医療・介護連携関連図書展示を実施した。

⑤認知症連携部会

- ・事業項目(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」(エ)「医療・介護関係者の情報提供の支援」の場として設置(平成29年7月に新設)。

| | 開催日 | 参加者(人) |
|-------|---------------|--------|
| 第1回部会 | 令和5年10月12日(木) | 18 |
| 第2回部会 | 令和5年12月19日(火) | 14 |
| 第3回部会 | 令和6年2月1日(木) | 10 |

(3)武蔵野市在宅医療介護連携支援室

- ・事業項目(オ)「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の場として設置。

武蔵野市医師会館内に設置し、平成27年7月1日開設。医療・介護・福祉関係者からの相談に対応している(市医師会では27年4月から準備室として相談員を配置)。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 203 | 276 | 190 | 206 | 201 |

——武蔵野市在宅医療・介護連携相談支援事業実施要綱——

(地域支援課)

3. 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター

福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進のため、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保を目的に設置。運営は公益財団法人武蔵野市福祉公社に委託している。

(1)人材養成事業

①介護職員初任者研修

6月1日(木)～8月29日(火)、受講8人、修了8人、受講料返金制度適応3人

②初任者研修フォローアップミーティング

12月14日(木)参加12人

③認定ヘルパー養成研修

第1期 8月8日(火)～10日(木)、修了7人

第2期 1月30日(火)～2月1日(木)、修了7人

④認定ヘルパーフォローアップ研修(3回同内容)

テーマ:「武蔵野市でいきいきと暮らし続ける!」

第1回 11月20日(月)、受講42人

第2回 12月15日(金)、受講37人

第1回録画動画 ～1月10日(水)、受講4人

(2)研修相談事業

①技術研修

排泄ケア実践研修(全3回、オンライン)

10月5日(木)、18日(水)、11月13日(月)、申込18事業所、参加延67人

②武蔵野市認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修・認知症支援研修(全3回、オンライン)

テーマ:医学的アプローチ「認知症の最近の話題」

心理的アプローチ「本人ご家族に寄り添う支援」

実践的アプローチ「安心できる生活の場～グループホームの取り組み～」

12月15日(金)～1月31日(水)、申込63事業所、再生延253回、養成研修修了2人(3回すべて視聴と訪問実習終了)

福祉総合

③喀痰吸引等研修（特定の者対象）

第1回 基本研修：8月29日（火）・30日（水）関前スペース、修了3人

実地研修：各利用者宅、修了1人

実地研修のみ 6月9日（金）～12月1日（金）、修了延9人

④介護従事者の悩み相談事業

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|----|----|----|----|
| 相談件数 | 42 | 58 | 29 | 54 | 31 |

相談内容：有資格者の就労相談、新規就労者の継続報告、今後の就労先の選定・キャリアアップについて、等

(3) 就職支援事業

①プロジェクト「若ば」

介護系40歳未満職員対象。離職防止、定着支援を目的に情報共有・情報発信、創造の場の共有を行う。

オンライン12回、参加延112人

②潜在的有資格者復帰支援

求人広告付き事業所一覧冊子作成・配布：10,000部作成、新聞折込及びコミセン、武蔵野プレイス、市内民間施設（アトレ、調剤薬局、郵便局）で配布

(4) 事業者・団体支援事業

①管理者・経営者向け研修

テーマ「カスタマーハラスメント」、講師：久保田聡氏（弁護士）、ハイブリッド開催

第1回 2月16日（金）、参加49人（会場18、オンライン31）

第2回 2月29日（木）、参加47人（会場12、オンライン35）

②事業者の求人案内

ホームページに事業者リストを掲載（求人事業者には求人マーク等を掲載）

③多職種交流の会

年齢、職種、高齢者福祉、障害者福祉を問わない交流により「知る、考える、発信する」機会を提供する。

オンライン1回、参加45人

(5) 運営委員会

| | 開催日 | 内容 |
|-----|------------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 令和6年 3月11日（月） | ・令和5年度事業報告について ・令和6年度事業計画案について |

——武蔵野市地域包括ケア人材育成センター運営委員会設置要綱——

（地域支援課）

4. 社会福祉法人の定款認可・指導検査等

平成25年4月より社会福祉法が改正され、市内に事務所があって市域を越えずに活動を行う社会福祉法人の所轄庁が市長となり、社会福祉法人の認可等事務や、指導検査等を市が行うこととなった。

(1) 対象法人（令和6年3月31日現在）

- ・プラットホーム ・武蔵野 ・とらいふ ・のぞみの家 ・正寛会 ・武蔵野千川福祉会
- ・精華子ども会 ・親の家 ・むさし福祉会 ・武蔵野市民社会福祉協議会 ・むさしの惣喜会

(2) 設立認可件数

| | | | | | |
|----|-------|---|---|---|---|
| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 件数 | - | - | - | - | 1 |

(3) 定款（変更）認可等申請件数

| | | | | | |
|----|-------|---|---|---|---|
| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 件数 | 6 | 0 | 2 | 1 | 1 |

(4) 指導検査実施件数

| | | | | | |
|----|-------|---|---|---|---|
| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 件数 | 4 | 3 | 5 | 4 | 3 |

（地域支援課）

5. 成年後見制度の利用促進に関する事業

(1) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画

- ・第1期の計画期間は令和5年度まで。
- ・実施状況の点検は「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」が行い、評価等は「武蔵野市健康福祉施策推進審議会」で行う。

(2) 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関わる中核機関として（公財）武蔵野市福祉公社内に設置。市と福祉公社が連携して運営する。

① 相談事業 ※

| | | | | | |
|----------------------|--------|---------|----------|----------|----------|
| 年度 | | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 相談回数 () = うち電話相談 | | 175(91) | 244(181) | 128(102) | 130(110) |
| 相談内容 (重複あり) | 制度説明 | - | - | 91 | 99 |
| | 親族申立支援 | - | - | 45 | 46 |
| | 後見人支援 | - | - | 1 | 2 |
| | その他 | - | - | 29 | 46 |
| 相談内容 計 | | - | - | 166 | 193 |

※令和4年度より成年後見利用支援センター単独で相談件数、相談内容を集計開始

福祉総合

②成年後見制度市民講演会

- ・わかりやすい成年後見制度～もう一度笑顔になりたい～
講師：稲岡秀之氏(司法書士)、せんべい氏(紙芝居使)
- ・令和5年10月1日(日)午後1時30分～3時30分、スイングスカイルーム、参加28人

③成年後見制度学習会・相談会

- ・専門職と学ぶ成年後見制度
- ・令和6年1月27日(土)午後1時30分～3時30分、商工会館市民会議室
- ・学習会：【司会】後藤明宏氏(武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会会長)
【パネラー】久保田聡氏(弁護士)、松丘晃氏(行政書士)、松本美姫氏(司法書士)、
竹田純子氏(社会福祉士)
参加35人
- ・相談会：パネラー4人による相談会、参加7組9人

(3)武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定及び武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携及び協力し、成年後見人等への支援等を行うため設置

| | 開催日 | 内容 |
|-----|---------------------|---|
| 第1回 | 令和5年 8月2日 (水) | ・令和4年度事業報告 ・令和5年度事業計画 ・利益相反事例について ・第2期成年後見制度利用促進基本計画について、ほか |
| 第2回 | 令和6年 3月5日 (火) | ・成年後見制度市民講演会、学習会・相談会 実施報告 ・令和6年度事業計画(案) ・第2期成年後見制度利用促進基本計画について、ほか |

——武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会設置要綱——

(4)成年後見市長申立て

後見等を担う親族等がない高齢者、障害者が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う。

| | | | | | |
|----|-------|----|---|---|---|
| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 件数 | 3 | 10 | 3 | 6 | 6 |

——成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱——

(5)成年後見人等報酬支払費用助成

成年後見制度の利用を促進し、更には市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図るため、成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の支払いに要する費用の一部を助成する。

- ・助成上限額： 在宅28,000円、施設21,000円

※元年度までは、在宅20,000円、施設10,000円(成年後見人等が福祉公社の場合はその1/2)。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 件数 | 10 | 13 | 12 | 14 | 21 |
| 金額(円) | 910,000 | 1,820,250 | 2,777,000 | 2,877,000 | 4,903,000 |

——武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱——

(地域支援課)

6. 避難行動要支援者名簿の作成

平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、各自治体には災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が求められたことから、本市においても地域防災計画(平成 27 年修正)に基づき、同名簿を作成して各避難所へ保管するとともに、そのうち災害時要援護者名簿については平常時から関係機関へ提供する。

(1) 対象者

- ア 高齢者のうち、要介護 3～5 に認定されている在宅の方
- イ 障害者(児)のうち、身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持している方
(ただし、心臓・じん臓機能障害のみの方を除く。)
- ウ 愛の手帳 1・2 度を所持している方
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持しており、かつ、単身世帯の方
- オ 市の生活支援を受けている難病の方
- カ 災害時要援護者に登録されている方

(令和 6 年 2 月 14 日現在)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 未同意の避難行動要支援者 | 2,410 | 2,507 | 2,446 | 2,507 | 2,661 |
| 災害時要援護者 | 480 | 447 | 417 | 404 | 382 |
| 合計 | 2,890 | 2,954 | 2,863 | 2,911 | 3,043 |

(地域支援課)

7. 災害時要援護者対策事業

災害時に、支援者(近隣の住民)が、要援護者(事前に登録した高齢者や障害者など)の安否を確認する仕組み。平成 19 年より地域社協ごとに段階的に開始し、平成 23 年からは市内の全地域での実施となった。

(1) 対象者

- ア 避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち災害時要援護者の登録を希望する方
- イ 上記該当者以外の方で、市長が災害時の安否確認などの支援が必要と認めた方
・民生委員・児童委員、実施地域社協などからの推薦があった方

(2) 支援者

災害(震度 5 弱以上の地震)が起きたときに、要援護者の安否確認を行う地域住民。要援護者 1 名に対し、あらかじめ決められた 2 名以上の支援者、またはグループで支援することを基本とする。

(地域支援課)

福祉総合

8. 福祉避難所

大規模な風水害や震災等の災害発生時に、高齢者や障害者等で、一般の避難所での生活において特別の配慮を必要とする災害時要援護者等を対象に開設する避難所をいう。なお、福祉避難所は災害時に一般の避難所での避難者の状況を判断したうえで、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

協定福祉避難所一覧(令和6年4月1日現在)

| 施設名 | サービス種類等 | 所在地 |
|--------------|---------------|---------------|
| 吉祥寺ナーシングホーム | 特別養護老人ホーム | 吉祥寺北町 2-9-2 |
| ゆとりえ | 特別養護老人ホーム | 吉祥寺南町 4-25-5 |
| 桜堤ケアハウス | ケアハウス | 桜堤 1-9-9 |
| 武蔵野館 | 特別養護老人ホーム | 関前 2-16-5 |
| 親の家 | 特別養護老人ホーム | 八幡町 3-4-18 |
| ケアコート武蔵野 | 特別養護老人ホーム | 境南町 5-10-7 |
| さくらえん | 特別養護老人ホーム | 桜堤 2-8-31 |
| 高齢者総合センター | デイサービスセンター | 緑町 2-4-1 |
| 北町高齢者センター | デイサービスセンター | 吉祥寺北町 4-1-16 |
| ぐっどういる境南 | デイサービスセンター | 境南町 3-25-4 |
| ハウスグリーンパーク | 介護老人保健施設 | 緑町 2-3-21 |
| あんず苑 | 介護老人保健施設 | 境 1-18-5 |
| あんず苑アネックス | 介護老人保健施設 | 境 1-19-20 |
| 武蔵野東小学校 | 小学校 | 緑町 2-1-10 |
| 武蔵野障害者総合センター | 生活介護・自立訓練 | 吉祥寺北町 4-11-16 |
| 障害者福祉センター | 生活介護・自立訓練 | 八幡町 4-28-13 |
| アライブ武蔵野御殿山 | 介護付有料老人ホーム | 御殿山 2-10-9 |
| とらいふ武蔵野 | 特別養護老人ホーム | 関前 1-2-20 |
| ナースケアたんぼぼの家 | 看護小規模多機能型居宅介護 | 関前 2-24-13 |
| サンセール武蔵野 | 介護老人保健施設 | 桜堤 1-9-7 |
| わくらす武蔵野 | 障害者支援施設 | 吉祥寺北町 5-7-5 |

(高齢者支援課/障害者福祉課/防災課)

9. 福祉総合相談

いわゆる「8050問題」、ひきこもりなど、多様かつ複合的な課題を抱える方（世帯）からの相談窓口として福祉総合相談窓口を生活福祉課に設置した。福祉相談コーディネーターが、内容や課題を一緒に整理し適切な窓口へつないだり、関係機関と連携しながら課題解決に向けた包括的・継続的支援を行う。

相談実績 (件)

| 年度 | 3 | 4 | 5 | |
|--------|-----------|-----|-----|-----|
| 延べ相談件数 | 582 | 706 | 762 | |
| 内訳 | 来所 | 62 | 103 | 118 |
| | 電話 | 377 | 423 | 418 |
| | 訪問 | 21 | 37 | 55 |
| | その他（メール等） | 122 | 143 | 171 |
| うち新規相談 | 99 | 118 | 137 | |

(生活福祉課)

10. ひきこもりサポート事業

(1) ひきこもりサポート事業「それいゆ」

相談支援・啓発として、家族セミナー・講演会を開催している。また、相談支援として、家族や当事者への相談（電話・面接）、訪問を行っている。当事者自身への支援として、活動の場の提供等を行っている。平成18年度から実施。平成18年度から20年度はNPO法人ウィッシュプロジェクトに、21年度からはNPO法人文化学習協同ネットワークに委託して実施。

令和3年度から、主管課を障害者福祉課から生活福祉課に移管した。

【令和5年度実績】

①家族セミナー

| 回 | 期日 | 内容 | 参加人数 |
|---|---------------|---|------|
| 1 | 令和5年 5月20日 | 交流会&個別相談会 | 8 |
| 2 | 6月17日 | 一歩踏み出すための福祉サービスの活用 | 30 |
| 3 | 7月15日 | ひきこもりを理解する～若者支援の現場から～ | 18 |
| 4 | 9月16日 | 親御さんの役割～今すべきこと～ | 31 |
| 5 | 11月18日 | それいゆ&みらいる ～居場所だけじゃない！動き出しを支える保護者相談～ | 14 |
| 6 | 令和6年 1月20日 | 本人が動き出すためのポイント&懇談会 ～15才～大学生年代のご家族対象～ | 6 |
| 7 | 2月17日 | 本人が動き出すためのポイント&懇談会 ～20代以上の方のご家族対象～ | 25 |

福祉総合

②フォーラム

| 回 | 期日 | 内容・講師等 | 参加人数 |
|---|----------------|--|------|
| 1 | 令和5年 10月14日 | 「孤立から社会へ ～ゆるやかに移行していく若者たち～」 【1】「若者・家族を孤立させる社会とどう向き合うか」 明治学院大学社会学部社会福祉学科 准教授 関水 徹平氏 【2】「移行していく若者たちの活動から」 文化学習協同ネットワーク 活動しているメンバー 小野寺 美紀（進行） 【3】動画による活動報告（なかよし祭り・よるリンク） DTP ユースラボからの報告 | 87 |
| 2 | 令和6年 3月23日 | 「わたしが出会えた福祉のしごと ～福祉のしごとで働くことを考える～」 【1】「福祉のしごととの出会いを語る」 文化学習協同ネットワーク 福祉の現場で働くメンバー 丸山 直理（進行） 【2】「福祉の現場が持つ可能性」 社会福祉法人武蔵野 特別養護老人ホームゆとりえ 施設長 都賀田 一馬 氏 文化学習協同ネットワーク 廣瀬 日美子（進行） 【3】ホームページプロジェクト（HPPJ）からの報告 | 86 |

③新規相談登録者

(人)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|-------|----|----|----|----|
| 本人 | 13 | 16 | 19 | 19 | 34 |
| 保護者 | 22 | 12 | 11 | 12 | 12 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | 35 | 28 | 30 | 33 | 46 |

④相談実績

(件)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 来所相談 | 523 | 492 | 654 | 591 | 477 |
| 電話相談 | 26 | 153 | 39 | 37 | 38 |
| 訪問 | 31 | 5 | 9 | 3 | 0 |
| メール | - | - | - | 1 | 0 |
| 合計 | 580 | 650 | 702 | 632 | 515 |

※令和2年度からは来所相談にスカイプでの相談も含む。

※メール件数は、令和4年度から集計開始。

——武蔵野市ひきこもりサポート事業実施要綱——

(2) 市民啓発講演会

地域で生活する方がひきこもりに対して正しい理解を持つことを目的として講演会を開催。

| 期日 | 内 容 | 参加人数 |
|--------------|---|----------------|
| 令和6年 1月8日 | 「ひきこもり」支援の充実を目指して ～聴く耳を育てるために～ 講師：立教大学社会学部教授 石川 良子氏 *動画配信（申込制） 2月1日～3月1日 | 会場 60 動画 75 |

(3) 多摩島しょ広域連携事業 生きづらさをかかえた女性支援事業

ひきこもりなどの生きづらさを抱えている女性自認の方を対象にした当事者会を、清瀬市、国立市、東大和市、豊島区、文京区、調布市社会福祉協議会と広域連携して実施。運営は一般社団法人ひきこもりUX会議に委託。

①ひきこもりUX女子会（同時開催：支援者・家族・男性当事者のつながる待合室）

| 回 | 期日 | 場所 | 参加人数 |
|---|------------|------|----------------|
| 1 | 令和5年7月30日 | 武蔵野市 | 女子会 62名 待合室 9名 |
| 2 | 令和5年8月22日 | 文京区 | 女子会 92名 待合室 7名 |
| 3 | 令和5年9月28日 | 清瀬市 | 女子会 36名 待合室 4名 |
| 4 | 令和5年10月26日 | 国立市 | 女子会 45名 待合室 6名 |
| 5 | 令和5年11月20日 | 東大和市 | 女子会 32名 待合室 4名 |
| 6 | 令和5年12月15日 | 豊島区 | 女子会 53名 待合室 4名 |

②ひきこもりUXママ会

| 回 | 期日 | 場所 | 参加人数 |
|---|------------|-----|------|
| 1 | 令和5年9月13日 | 豊島区 | 14 |
| 2 | 令和5年11月29日 | 文京区 | 2 |
| 3 | 令和5年12月20日 | 国立市 | 4 |
| 4 | 令和6年1月16日 | 清瀬市 | 1 |

（生活福祉課）

11. 孤立防止に関する取組み

単身世帯が多い中、地域住民に危機的状況が発生した際の早期発見・早期対応力を強化するため、以下の取組みを行っている。

(1) 見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会の開催

民間事業者や関係機関との協力体制の推進を目的とし、平成24年度から設置している。

令和3年度から、主管課を高年齢者支援課から地域支援課に移管となる。

令和5年度は2回開催した。（令和5年8月8日、令和5年12月12日）

福祉総合

【参加団体】

東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、公益財団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、多摩新聞販売同業組合武蔵野支部、東京ガス株式会社西部支店、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社、武蔵野市シルバー人材センター、武蔵野郵便局及び市内郵便局代表、水道部、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、弁当宅配業者、ヤマト運輸株式会社、生活協同組合コープみらい東久留米センター、生活協同組合パルシステム東京、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、武蔵野市商店会連合会、第一生命株式会社、明治安田生命保険相互会社、東都生活協同組合、東京ハイヤー・タクシー協会武三支部、ALSOK総合警備保障(株)、武蔵野警察署、武蔵野消防署、武蔵野市医師会、東京都武蔵野市歯科医師会、武蔵野市薬剤師会、武蔵野市柔道整復師会、武蔵野市助産師会、武蔵野市民生児童委員協議会、武蔵野市民社会福祉協議会、在宅介護・地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター、健康福祉部各課、防災安全部安全対策課、子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当、都市整備部住宅対策課、市民部産業振興課

(2) 見守り・孤立防止ネットワーク協定書の締結

高齢者、障害者その他支援が必要な方々が支援を必要とするときに、市及び関係機関が連携して対応することを確認するため、ライフライン事業所等と協定を締結している。

【令和6年4月1日現在 協定締結済の団体（23団体）】

東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、公益財団法人 東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、多摩新聞販売同業組合武蔵野支部、東京ガス株式会社西部支店、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社、武蔵野市水道事業（水道部）、日本郵便株式会社武蔵野郵便局及び武蔵野市内郵便局、ヤマト運輸株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、生活協同組合コープみらい、武蔵野市商店会連合会、明治安田生命保険相互会社、第一生命株式会社、日本生命相互会社、生活協同組合パルシステム東京、東都生活協同組合、東京ハイヤー・タクシー協会武三支部、武蔵野市医師会、武蔵野市柔道整復師会、武蔵野市薬剤師会、武蔵野市歯科医師会
(地域支援課)

12. 虐待防止に関する取組み

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の規定に基づき、連携協力体制の整備を行っている。

(1) 高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催

関係機関との協力体制の推進を目的とし、平成24年度から設置している。

なお、平成28年度から二部構成とし、第二部を障害者差別解消支援地域協議会とした。

【参加団体】

警視庁武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、武蔵野市地域自立支援協議会、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター、公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護センター、市関係各課

| 開催日 | 内容 | 備考 |
|-----------|---------------------------|------|
| 令和5年7月12日 | 高齢者及び障害者虐待通報実績報告及び虐待の事例紹介 | 対面開催 |
| 令和6年2月9日 | 高齢者及び障害者虐待通報実績報告及び虐待の事例紹介 | 対面開催 |

(2) 研修会の開催

高齢者及び障害者の虐待防止の取組みとして研修会を開催した。

| 開催日 | 内容 | 参加者数 |
|------------|---|--------------------|
| 令和5年11月17日 | ○高齢者虐待対応研修会（ケアマネジャー対象） 「武蔵野市高齢者虐待防止研修会」 【講義】 講師：基幹型、在宅介護・地域包括支援センター社会福祉士 | オンライン 開催 76名 |
| 令和6年1月16日 | ○高齢者虐待対応研修会（市内通所・訪問サービス事業所に所属する職員対象） 「武蔵野市高齢者虐待防止研修会」 【講義】 講師：基幹型、在宅介護・地域包括支援センター社会福祉士 | オンライン 開催 78名 |

（高齢者支援課／障害者福祉課）

13. 公益財団法人 武蔵野市福祉公社

(1) (公財) 武蔵野市福祉公社事業

高齢者等が住みなれた街で安定した生活を送れるよう地域の福祉サービスを補完し様々な事業を実施している。平成25年4月1日公益財団法人認定。

① つながりサポート事業（*高齢者の有償在宅福祉サービス事業から変更）

独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等に、安心した在宅生活を継続するために必要なサービスを提供する。定期的なソーシャルワーカーの訪問、相談、緊急時の対応等により支援する。

ア 対象者 独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等

イ サービス内容

- 1 基本サービス 「基本プラン」か「つながりプラン」を選択。
 - ・基本プラン お元気な人向けプラン（月額5,500円（税込）
3か月に1回の訪問、月2回の電話コールサービス
 - ・つながりプラン 包括的なサービス提供を希望する方（年間132,000円（税込））
月1回の定期訪問、月2回の電話コールサービス、定期訪問以外に年間12回（時間）を上限に個別サービスを利用可
- 2 個別サービス 「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「入院・入所等支援サービス」（3,850円（税込）/時間）
「日常的金銭管理サービス」（月額11,000円（税込））

※令和2年度新設

福祉総合

つながりサポート事業

| 年度 | 基本サービス | | つながりプラン | | 合計 | |
|-------|--------|----|---------|----|-----|----|
| | 世帯数 | 人数 | 世帯数 | 人数 | 世帯数 | 人数 |
| 元(31) | 67 | 74 | 17 | 18 | 84 | 92 |
| 2 | 66 | 75 | 14 | 15 | 80 | 90 |
| 3 | 71 | 81 | 12 | 12 | 83 | 93 |
| 4 | 67 | 77 | 9 | 9 | 76 | 86 |
| 5 | 63 | 73 | 5 | 5 | 68 | 78 |

つながりサポート事業個別サービス

(契約件数)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|----|----|----|----|
| 入院入所支援 | 50 | 50 | 56 | 60 | 63 |
| 随時訪問 | 84 | 80 | 83 | 76 | 68 |
| 緊急支援 | 84 | 80 | 83 | 76 | 68 |
| 没後支援 | 22 | 20 | 27 | 32 | 35 |

②没後支援サービス 火葬から納骨、家財管理、行政機関への手続き等の支援。

(個別に実際の費用を見積もり後預託金により支援を実施)

エンディング支援事業

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|----|----|----|----|
| 相談人数 | 4 | 15 | 10 | 14 | 11 |
| 相談時間 | 5 | 15 | 11 | 16 | 11 |
| 没後支援サービス契約 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

(地域支援課／高齢者支援課)

(2) 高齢者総合相談

①一般相談

ア 一般相談人数

| 年度別 | 相談形態 | | | | 相談の対象者 | | | | 相談者 | | | |
|-------|------|-----|-----|-----|--------|----|----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 来所 | 電話 | その他 | 計 | 男 | 女 | 不明 | 計 | 本人 | 家族 | その他 | 計 |
| 元(31) | 24 | 76 | 0 | 100 | 35 | 66 | 4 | 105 | 32 | 31 | 37 | 100 |
| 2 | 11 | 68 | 0 | 79 | 26 | 51 | 4 | 81 | 36 | 24 | 19 | 79 |
| 3 | 19 | 85 | 0 | 104 | 26 | 55 | 24 | 105 | 34 | 23 | 47 | 104 |
| 4 | 21 | 116 | 0 | 137 | 52 | 85 | 0 | 137 | 55 | 38 | 44 | 137 |
| 5 | 9 | 91 | 0 | 100 | 41 | 56 | 3 | 100 | 55 | 20 | 25 | 100 |

イ 内容別相談件数

| 相談内容 | 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|----------------|-------|----|----|----|----|
| | 1 福祉サービス及び公社事業 | | 39 | 32 | 33 | 35 |
| 2 緊急時の対応 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 3 没後対応 | | 5 | 4 | 6 | 20 | 18 |
| 4 終活 | | 7 | 7 | 14 | 11 | 17 |
| 5 親亡き後の問題 | | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 |

| 相談内容 | | 年度 | | | | |
|------|-----------|-------|----|-----|-----|-----|
| | | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 家族関係 | 13 | 21 | 6 | 14 | 7 |
| 7 | リバースモーゲージ | 6 | 2 | 5 | 0 | 1 |
| 8 | 生活困窮 | 2 | 0 | 4 | 9 | 1 |
| 9 | その他 | 28 | 26 | 32 | 46 | 29 |
| 合計 | | 100 | 93 | 104 | 137 | 100 |

※集計区分を令和元（2019）年度から事業の実態に合わせて変更。

②専門相談・権利擁護相談

| 年度 | 専門相談 | 権利擁護相談 | | | |
|-------|------|--------|------|-----|-----|
| | 法律 | 成年後見 | 権利擁護 | その他 | 計 |
| 元(31) | 42 | 97 | 64 | 0 | 161 |
| 2 | 38 | 142 | 12 | 21 | 175 |
| 3 | 49 | 128 | 25 | 28 | 181 |
| 4 | 49 | 171 | 24 | 12 | 207 |
| 5 | 53 | 145 | 24 | 12 | 181 |

(地域支援課／高齢者支援課)

(3)福祉資金貸付事業

自宅不動産を担保に市が資金を貸し付ける制度で、福祉公社で行っているつながりサポート事業を利用する方が対象。

ア 利用要件 1年以上市内に居住していること。

イ サービス内容 基本サービス、家事援助等の費用の他に、生活費（月8万円以内）、医療費（月70万円以内）、住宅改良費（1件100万円以内）を貸し付ける。利子は年5%を限度とし、毎年3月1日現在の長期プライムレート金利を1年間適用する（令和5年度は1.50%単利）。

※平成26年度で新規受付終了。

(単位：円)

| 年度 | 世帯数 | 貸付金額 | 返済金額(元金) | 実質貸付金額 |
|-------|-----|------------|------------|-------------|
| 元(31) | 7 | 7,603,995 | 32,631,003 | △25,027,008 |
| 2 | 7 | 11,004,260 | 21,317,583 | △10,313,323 |
| 3 | 6 | 5,146,760 | 26,698,979 | △21,552,219 |
| 4 | 5 | 3,500,966 | 0 | 3,500,966 |
| 5 | 4 | 2,726,571 | 47,036,048 | △44,309,477 |

※世帯数は各年度末の契約件数

(高齢者支援課)

福祉総合

(4) 権利擁護事業

金銭管理、財産保全、成年後見に関する相談事業等

① 権利擁護事業利用者数

| 年度 | 区分 | | 契約 | | 解約 | | 死亡 | | 累計 | |
|-------|-------|---|----|---|----|-------|----|---|----|---|
| | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 | 元(31) | 2 | 3 | | 4 |
| 元(31) | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※公社・・有償在宅サービスと権利擁護事業の併用利用者／権利・・権利擁護事業のみの利用者

② 成年後見事業利用者数

| 年度 | 区分 | 新規 | 終結 | 年度末受任 |
|-------|----|----|----|-------|
| 元(31) | | 15 | 21 | 129 |
| 2 | | 40 | 22 | 147 |
| 3 | | 22 | 41 | 128 |
| 4 | | 25 | 31 | 122 |
| 5 | | 28 | 18 | 132 |

③ 地域福祉権利擁護事業利用者数

| 年度 | 区分 | 新規 | 解約 | 死亡 | 累計 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 元(31) | | 9 | 4 | 5 | 41 |
| 2 | | 10 | 10 | 1 | 40 |
| 3 | | 8 | 11 | 0 | 37 |
| 4 | | 13 | 9 | 2 | 39 |
| 5 | | 8 | 7 | 0 | 40 |

④ 苦情解決事業利用者数

| 年度 | 区分 | 相談件数 | 高齢者 | 身体障害 | 精神障害 | 児童福祉 | 母子女性福祉 |
|-------|----|------|-----|------|------|------|--------|
| 元(31) | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 2 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 4 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 5 | | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |

(地域支援課／高齢者支援課)

14. 社会福祉法人 武蔵野

心身障害者のための就労の場の確保、並びに重度重複障害者のための通所施設を目的とした複合施設「武蔵野障害者総合センター」を運営するため、平成4年に社会福祉法人武蔵野障害者総合センターとして発足。平成6年には、軽費老人ホームの受託経営など高齢者福祉施設経営への事業拡大に伴い、社会福祉法人武蔵野に名称を変更した。令和6年4月1日現在、次の福祉施設の運営及び事業を実施している。

(1) 障害者福祉施設 障害者福祉センター含む

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 武蔵野障害者総合センター | |
| ワークセンターけやき | ・ 障害福祉サービス事業（就労継続A型/B型） |
| ワークセンター大地 | ・ 障害福祉サービス事業（生活介護） |
| デイセンター山びこ | ・ 障害福祉サービス事業（生活介護）（知的） |
| デイセンターふれあい | ・ 障害福祉サービス事業（生活介護）（身体） |
| 地域生活支援センターびーと | ・ 指定相談支援 ・ 地域活動支援センター事業 |
| 北町ほっと館 | |
| きたまちハウス | ・ 障害福祉サービス事業（短期入所・共同生活援助） |
| ワークステージりぷる | ・ 障害福祉サービス事業（就労継続B型） |
| なごみの家（わくらす武蔵野内） | ・ 障害者ショートステイ（市単独事業） |
| せきまえハウス | ・ 障害福祉サービス事業（共同生活援助） |
| グループホームくすの木 | ・ 障害福祉サービス事業（共同生活援助） |
| グループホームかしの木 | ・ 障害福祉サービス事業（共同生活援助） |
| あいる | ・ 武蔵野市障害者就労支援センター |
| 武蔵野福祉作業所 | ・ 障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続B型） |
| 武蔵野市立みどりのこども館 | |
| 児童発達支援センター 通園部ウィズ | ・ 児童発達支援 |
| 児童発達支援センター 相談部ハビット | ・ 指定障害児相談支援 |
| おもちゃのぐるりん | ・ 地域開放型事業 |

| | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 武蔵野市障害者福祉センター | |
| 武蔵野市障害者福祉センター | ・ 身体障害者福祉センターB型 |
| 生活リハビリサポートすばる | ・ 障害福祉サービス事業（自立訓練・生活介護） |
| 障害者相談支援事業所ほくと | ・ 指定相談支援 |
| ジョブアシストいんくる | ・ 障害福祉サービス事業（就労移行） |
| 障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野 | ・ 障害福祉サービス事業（施設入所支援・生活介護・短期入所・指定相談支援） |

(障害者福祉課)

福祉総合

(2) 高齢者福祉施設

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 武蔵野市桜堤ケアハウス | 軽費老人ホーム、在宅介護・地域包括支援センター |
| ゆとりえ | 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護・地域包括支援センター |

(高齢者支援課)

15. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、給付金支給事業を実施した。

また、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等（家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯含む）に対する臨時特別給付金について、原則として令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うこととした。

(1) 支給対象

- ① 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 支給額

1世帯につき100,000円。

| 年度 | 支給決定件数 | | |
|----|--------------|------------|---------------|
| | ①住民税非課税世帯(件) | ②家計急変世帯(件) | 支給金額(円) |
| 3 | 11,970 | 73 | 1,204,300,000 |
| 4 | 2,895 | 76 | 297,100,000 |
| 合計 | 14,865 | 149 | 1,501,400,000 |

※令和4年度実績は令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を含む。

(地域支援課)

16. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

「物価・賃金・生活総合対策本部（第4回）」（令和4年9月9日開催）において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付金支給事業を実施することとした。

(1) 支給対象

- ① 基準日（令和4年9月30日）に世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 支給額

1世帯につき50,000円。

| 年度 | 支給決定件数 | | |
|----|--------------|------------|-------------|
| | ①住民税非課税世帯(件) | ②家計急変世帯(件) | 支給金額(円) |
| 4 | 12,754 | 74 | 641,400,000 |
| 合計 | 12,754 | 74 | 641,400,000 |

(地域支援課)

17. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

「物価・賃金・生活総合対策本部（第8回）」（令和5年3月22日開催）において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額・強化し、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を設置した。それに伴い、支援枠を活用し、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担の軽減を図るために、令和5年度住民税非課税世帯等に対して、給付金支給事業を行うこととした。

(1) 支給対象

- ① 基準日（令和5年6月1日）に世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 支給額

1世帯につき30,000円。

| 年度 | 支給決定件数 | | |
|----|--------------|------------|-------------|
| | ①住民税非課税世帯(件) | ②家計急変世帯(件) | 支給金額(円) |
| 5 | 12,479 | 47 | 375,780,000 |
| 合計 | 12,479 | 47 | 375,780,000 |

(地域支援課)

福祉総合

18. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」において、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯を迅速に支援するため、1世帯当たり3万円の給付金について、「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加給付し支援を行う旨が盛り込まれた。それに伴い、支援枠を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対して、給付金支給事業を行うこととした。

(1) 支給対象

① 基準日（令和5年12月1日）に世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 支給額

1世帯につき70,000円。

| 年度 | 支給決定件数 | | |
|----|--------------|------------|-------------|
| | ①住民税非課税世帯(件) | ②家計急変世帯(件) | 支給金額(円) |
| 5 | 12,809 | 32 | 898,870,000 |
| 6 | 506 | 30 | 37,520,000 |
| 合計 | 13,315 | 62 | 936,390,000 |

(地域支援課)